

少第104号
令和5年3月16日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年相談の実施要領の制定について（通達）

少年相談に係わる業務については、「少年相談の実施要領の制定について」（令和元年9月4日付け少第229号。以下「旧通達」という。）及び「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）に基づき運用しているところ、この度、少年相談の取扱い等の見直しを行い、新たに別添のとおり「少年相談の実施要領」を制定し、令和5年3月16日から施行することとしたので、適正かつ効果的な実施に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

少年相談の実施要領

1 目的

この要領は、少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うために必要な事項を定め、もって、少年相談の適正かつ効果的な実施に資することを目的とする。

2 準拠

県警察における少年相談の実施は、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）及び「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）によるほか、この要領の定めるところによる。

3 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

(1) 少年相談担当責任者

ア 警察本部及び警察署に少年相談担当責任者を置き、少年警察活動を担当する課の長をもって充てる。

イ 少年相談担当責任者は、少年相談の処理を統括するものとする。

(2) 少年相談担当者

少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

4 少年相談の取扱い

少年又はその保護者等から少年相談があったときは、原則として少年相談担当者が取り扱うものとし、少年相談担当者以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年相談担当者に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、当該職員の属する所属の長（以下「所属長」という。）に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上、自ら当該事案を処理することができる。

5 少年相談の措置

(1) 少年相談担当者は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助（以下「指導等」という。）を行うものとする。

(2) 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導等を行うことが必要であると認められるときは、所属長に報告の上、対象少年の保護者等と連絡を取り、対象少年を適当な場所に招致して指導等を行うものとする。

ただし、対象少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人と連絡をとり、指導等を行うものとする。また、この場合に、当該特定少年の指導等を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

- (3) 対象少年に対して相当期間継続して指導等を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握した上、非行の原因、家庭環境等について改善を促すほか、子ども相談センター、学校等の関係機関等と対象少年に係る情報を共有し連携して対応するものとする。
- (4) 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌の属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

6 運用上の配慮事項

- (1) 少年相談は、原則として、少年警察部門の職員が配置された施設内において行うこと。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。
- (2) 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密の保持に特に配慮すること。
- (3) 少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入り口等に適当な表示を掲げること。
- (4) 少年相談を推進するに当たっては、心理学、教育学又は社会学を専修した者を少年相談担当者として配置するように努めること。
- (5) 少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるよう留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配慮して、少年相談の受理体制の充実を図ること。

7 記録

受理した少年相談については、警察安全相談管理業務に相談情報を入力・登録する等により「警察安全相談取扱要綱」に定める受理及び処理票（別記様式第1号）を作成し、相談者、相談概要、処理結果等を記録するものとする。ただし、少年サポートセンターにおいて受理する少年相談については別に定めるものとする。

附 則（令和5年3月16日付け少第104号）

この要領は、令和5年3月16日から施行する。